免望ニ応シ十五ニ付前当三升前後一升乃至一駄ニ付新当
五升前後二升宛ノ値下ゲヲ為スコトニ決シ之ヲ十二月一日ヨリ実施スル
コトヲ協議ノ上決定シ同日ヨリ実施シタリ。
然ルニ前当事者ハ之ヲ不当トシ十二月廿日協定ヲ開キ右
決定ヲ過去ニ遡リ改定ノ値段ヲ撤回シ且ツ従来ノ値段ニ当分ノ
材木商側ハ更ニ之ヲ従フ目的ノ下ニ廿二日一斉休業ヲ為シタリ
斯種紛争ハ全ク川筋労働者ト協議ノ上同月廿四日協定ヲ作成シ両者間ノ
紛擾ノ結果ヲ見ルニ至リ解決。

一、材木商ト材木運搬業者トハ業態上密接ノ関係アルヲ以テ
互ニ協和親善ノ旨ニ基キ共存共栄ヲ期スヘシ、
二、昭和三年十二月一日ヨリ昭和四年三月廿一日迄ノ材木運賃ハ旧来
ノ通リ（省略）
三、川筋労働運賃ノ協定ニ付テハ更ニ同業組合ニテ協議シ

不穏ノ形勢ニ出ヅルカ如キコトハ無キニ至レリ、

⑨ 帝室林野局管理局東京支局深川豊住町出張所ハ木
工ヲ行ヒ、
深川区地ハ　深川区豊住町
方面局、　同　町
名古屋　全部、
東田沿道。
去ル二月ヨリ帝室林野局ヨリ払下ゲタル亜溯材ハ当工場株式会社
ノ請負ニ係リ東京深川ノ現住所加藤清吉ハ下請トシテ七千円ヲ
加藤ハ之ヲ更ニ孫請ニ下請トシテ更ニ深川区千田町鈴木
人夫頭数名ヲ雇入レ人夫ノ供給ヲ為シ十二月十四日ヨリ毎
日五十名乃至六十名ヲ使用シ賃銀ハ毎日三円ヨリ二円五銭

財團法人